

神奈川県環境影響評価条例の一部改正について

環境課

1 改正の趣旨

第221回国会において「防災庁設置法案」及び「防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が可決（令和8年5月19日衆議院、同年7月13日参議院）されたところであるが、関係法律として環境影響評価法（以下、「法」という。）が含まれており、同法の一部も改正された。

法改正の具体的な内容は、同法第53条（適用除外）第1項「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業」の「災害復旧」の文言が「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改正されたものである。

神奈川県環境影響評価条例（以下、「条例」という。）第85条においても環境影響評価の適用除外規定を設けており、第1号で「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業」と規定していることから、この文言について法改正に合わせて改正する必要性が生じたところである。

なお、関係法律の施行は、防災庁設置法の施行の日からとされており、防災庁設置法は防災庁設置法の施行期日を定める政令により令和8年11月2日に施行することとなった。

2 改正内容

法改正に合わせ、条例第85条第1号の「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改正する。

3 施行期日

令和8年11月2日